経済安全保障下の特許出願非公開制度：2026年現在の運用課題と戦略的解決策

国家安全保障とイノベーション・エコシステムの致命的摩擦を解消する4次元改革アプローチ

2026年「運用定着フェーズ」の裏側で顕在化する深刻な実務的摩擦

2022年5月：
経済安全保障推進法 成立

→

2024年5月：
特許出願非公開制度 施行

→

2026年現在：
「運用定着」の影で生じる
実体経済への重い代償

1

ディープテック・スタートアップ

- **資金調達メカニズム**の崩壊
  （GX、宇宙航空、量子技術等の死の谷）

2

知財実務家・弁理士

- 極度な**業務負担**と**刑事罰リスク**の板挟み

3

監査法人・会計士

- **無形固定資産**の**減損処理**を巡る会計上の難題

特許権の根本的な社会契約（技術公開の代償としての独占排他権）が根底から揺らいでいる。

ブラックボックス化する二段階審査モデルと期間的制約の欠如

Step 1 : 第一次審査（特許庁）

- 手法 : IPC分類等に基づく機械的スクリーニング（対象 : 国内全特許出願）
- 対象分野 : 武器直結の25分野 ＋ デュアルユース10〜19分野（付加要件あり）
- 期間と性質 : 原則3ヶ月以内。「行政処分に非ず」＝ 法的な不服申立て手段なし。

Step 2: 保全審査（内閣府）

- 手法 : 経済安全保障、国際情勢等を踏まえた総合的判断
- 結果 : 保全指定（行政処分）

最大の懸念事項 : 法定上限期間なし（実務上10ヶ月想定）。長期間にわたりコア技術が法的に宙吊り状態となるリスク。

「情報断絶」が引き起こす多重的なエコシステム崩壊

公開の完全停止：出願公開、特許・拒絶査定など一切の手続きが強制留保。

絶対的秘匿義務：第三者への発明内容の開示が全面的に禁止。

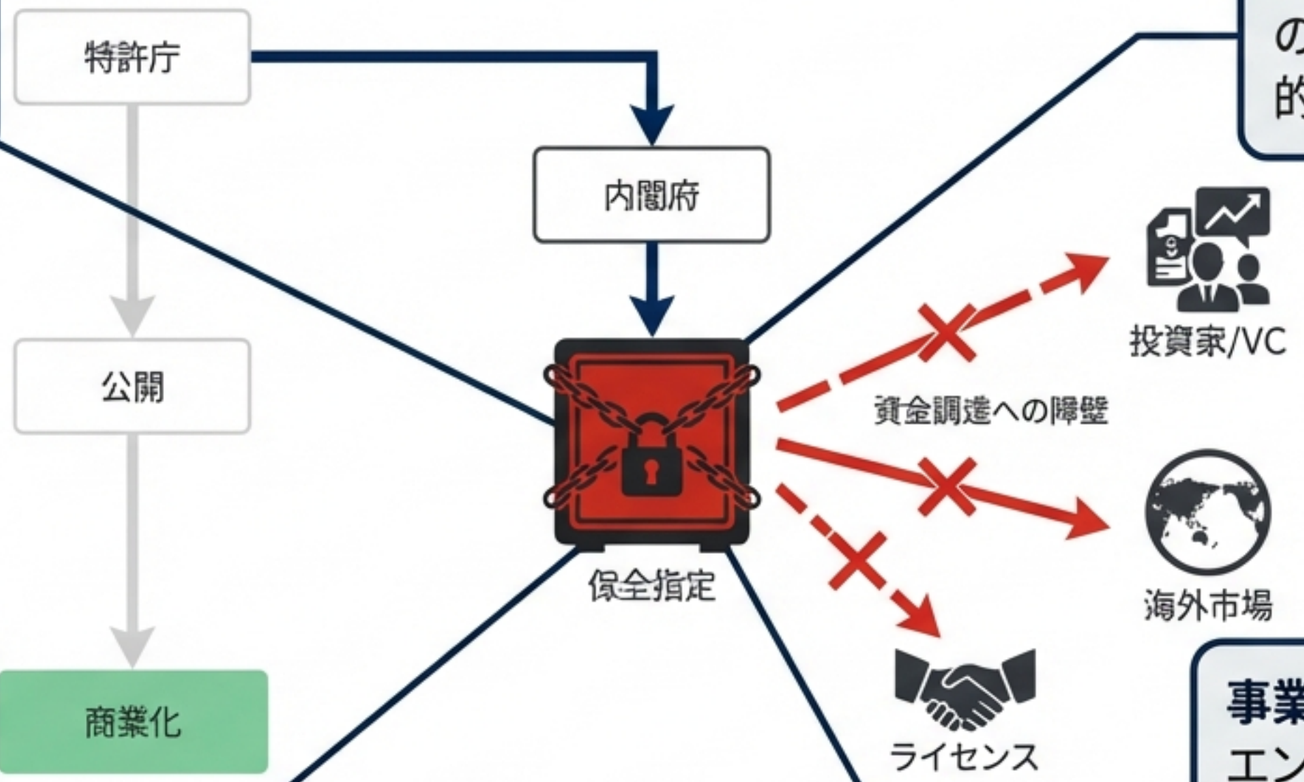

離脱不可：保全指定の制約から逃れるための「意図的な特許出願放棄・取り下げ」の禁止。

事業化の原則禁止：リバースエンジニアリング等につながる「発明の実施」が禁止（内閣総理大臣の事前許可制）。

グローバル知財戦略のボトルネック：事実上の「第一国出願義務」

通常のグローバル知財戦略

市場分析

↓

米国市場等へ直接出願
（優先権確保）

↓

スピーディーな権利化と
グローバル展開

2024年以降の制約下戦略

国内完成の機微発明

↓

まず日本の
特許庁へ出願

特許庁長官への
事前確認
（クリアランス）

⚠ 致命的リスク: 誤って外国へ直接出願した場合、重い刑事罰（1年以下の拘禁刑や100万円以下の罰金等）の対象となる。

「通常生ずべき損失」の補償という幻想：PwC調査が示す絶望的現実

経済安全保障推進法第80条は国による「通常生ずべき損失の補償」を定めているが、実務上の立証は極めて困難。

PwCコンサルティング 2024年3月調査報告（対象：米国、ドイツ、英国）

> 「いずれの国においても、**政府**が**逸失利益**や**開発費の回収不能分**を**実質的に補償**したことを認める**明確な判例**や**行政事例**は確認されず」

結論：国家安全保障という特殊状況下で、民間企業が十分な経済的補償を勝ち取ることはグローバルで見てもほぼ不可能に近い。

既存の特許法準用モデルが孕む理論的・実務的な破綻構造

算定準用モデル	算定の基礎	求められる立証証拠	非公開制度下の論理的矛盾	立証難易度
特許法102条1項（特許権者の実施利益ベース）	特許権者が自ら実施していた場合に得られたであろう利益（逸失利益）。販売数量の低下や価格低下による影響を含む。	市場に出ていない製品の予測売上等。購買意欲を失った顧客が考えていた対価。	「内閣総理大臣の許可なき実施の禁止」「発明内容の開示禁止」により市場に出ていない製品の予測売上等を証明することは現実的に困難。どの潜在顧客の商談が影響を受けたかも知ることは期待できない。	極めて高い
特許法102条2項（侵害者利益ベース）	侵害者が得た利益を特許権者の損害とみなす方式（本制度では政府による「使用」の際の参照指標となり得る）。	現実に具体的な損失が発生していることの証明。	実施が制限され、「発明内容の開示禁止」という極めて厳しい制限下において、現実に具体的な損失が発生していることを証明するハードルは非常に高い。	極めて高い
特許法102条3項（ライセンス料相当額ベース）	本来得られるはずであったライセンス料（実施料）。	他社に実施させた場合に通常得られるはずであった対価。	「公開を含む発明の内容の開示全般の禁止」等の制限により、本来のライセンス交渉自体が不可能である状況下での算定となる。	極めて高い

自己矛盾のパラドックス

市場からの隔離と情報開示の禁止が前提となる本制度下において、
特許法第102条（損害賠償算定モデル）のロジックは成立しない。

補償金（ライセンス収入補填など）を得るための証拠収集行動自体が、情報開示禁止定（推進法第74条）に抵触する恐れがある。
悪魔の証明を強いられている状態。

現場の苦悩Ⅰ：知財実務家・弁理士を覆う「3つの重圧」

クリアランスの肥大化

従来の先行技術調査に加え、IPC25分野＋付加要件の該当性判定が必須に。
グローバル展開の死活問題となる高度な法的判断。

「適正管理措置」の経済的負担

発明共有事業者としての厳格なサイバーセキュリティ対策、物理的隔離、アクセスログの常時監視

中小特許事務所には莫大なコスト。

クライアントへの説明責任の限界

上限のない審査期間、不服申立て不可のブラックボックス行政手続き。
不確実性の中で説明責任を果たせないジレンマ。

知財実務家・弁理士

現場の苦悩 II：スタートアップ資金調達サイクルの完全な崩壊

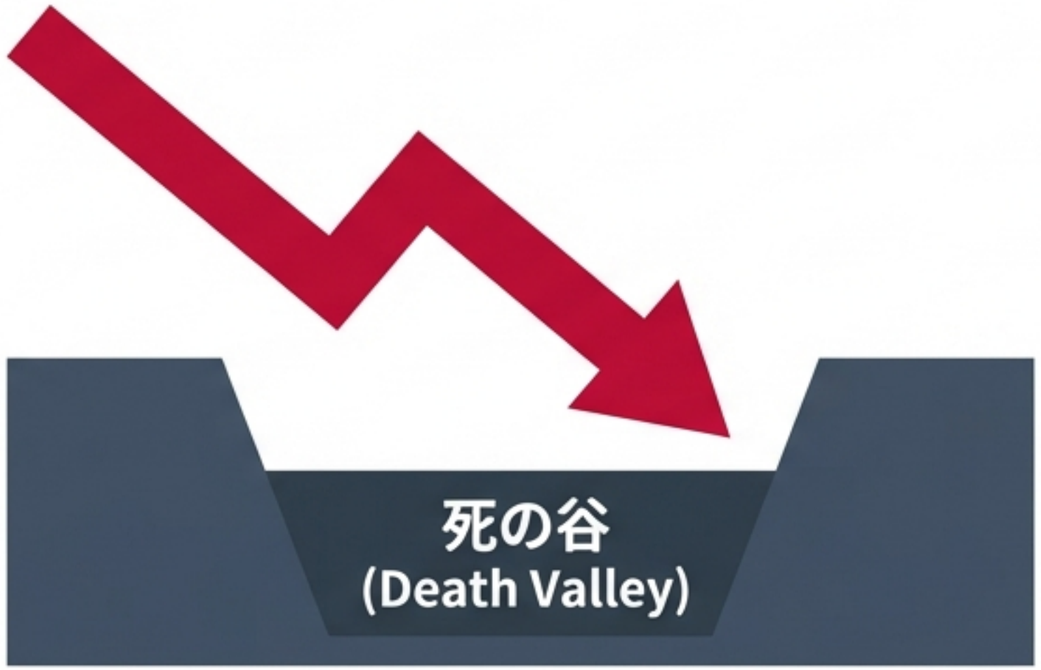

有望な先端デュアルユース技術（GX、宇宙航空、量子技術等）を持つ国策に合致した企業ほど、資金枯渇による「死の谷」に直行する悲劇的な逆転現象。

現場の苦悩 III：監査法人を悩ませる「幻の資産」と一発減損リスク

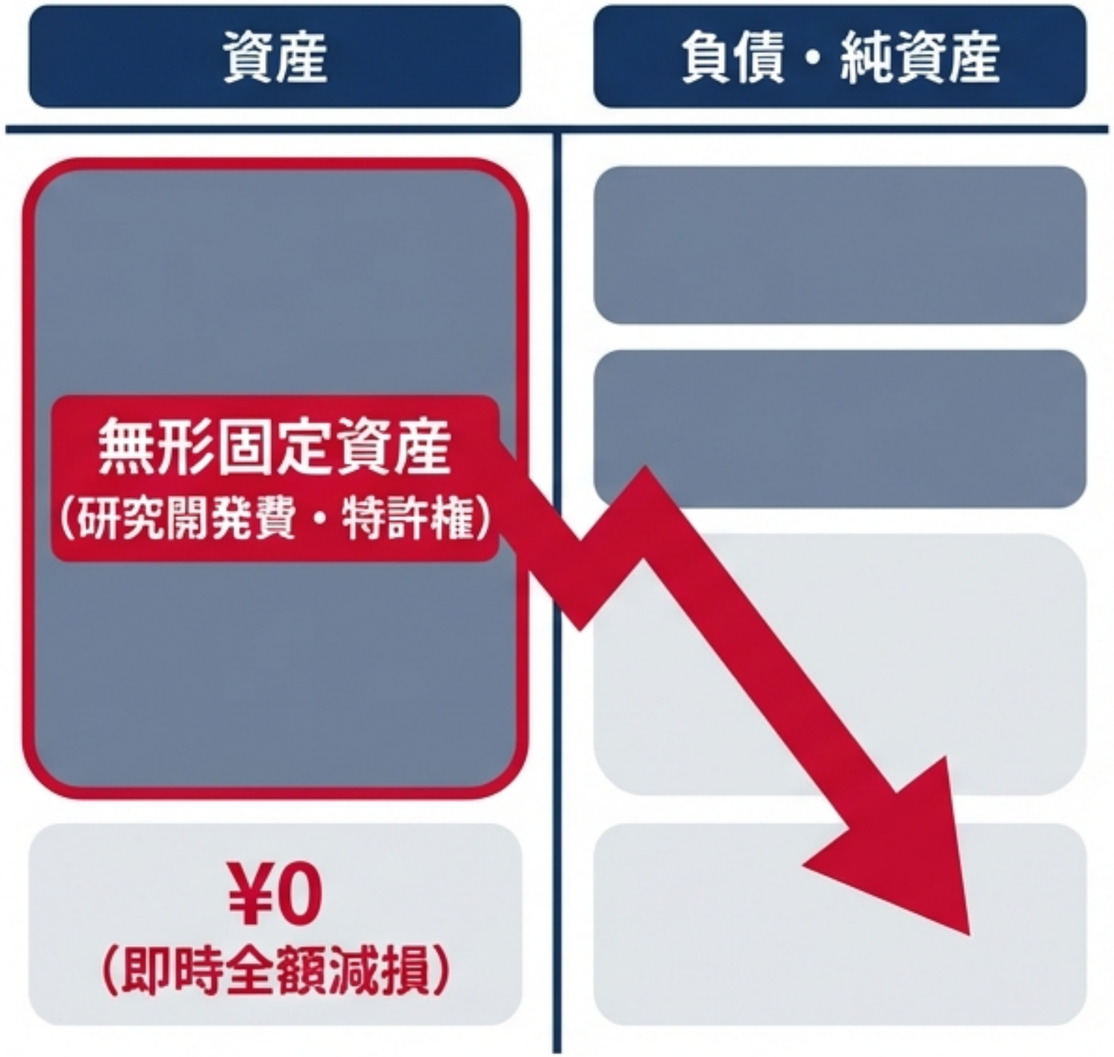

会計上のパラドックス

特許権や研究開発費は「将来キャッシュフロー」を前提に無形固定資産として計上（ASBJ/IFRS基準）。保全指定により事業化が禁止されると、将来キャッシュフローの見積りが事実上「ゼロ」に。

監査のジレンマ

国からの補償金は不確実性が高く、保守主義の原則から「偶発資産」として計上できない。結果、監査法査法人は即時の「全額減損処理（Impairment Loss）」を強要せざるを得ず、スタートアップの債務超過を引き起こす。

グローバル比較法的考察：米欧の過酷な歴史と日本への教訓

米国（Invention Secrecy Act of 1951）

法的に完全補償の権利はあるが、Farrand Optical Co.判例等により、実質的に政府から十分な賠償を勝ち取るのは極めて困難。厳格な立証責任が出願人にあり、民間イノベーションを**冷酷に抑圧**。

欧州（ドイツ・英国）

防衛機密の保護に特化しており、民間企業の育成は副次的。

結論（日本への教訓）

日本の経済安全保障推進法は「特定重要技術の育成」と「非公開化」の両立を目指す独自モデル。米国の轍を踏まず、**全く新しい「透明性の高い補償と金融のセーフティネット」の構築が不可欠**。

パラダイムシフト：「エコ・セキュリティ・インテグレーション」の実現

単に民間部門に痛みを強いるシステムから、機微技術の強固な「防護」と企業の「持続的成長支援」を高度に両立させる日本独自の統合モデルへの転換。

法務 (Legal)

補償立証責任の根底からの転換

財務 (Financial)

公的資金による事業継続ブリッジ

会計 (Accounting)

会計基準の特例的猶予措置

プロセス (Process)

事前相談のデジタル化と多角化

→ 次頁より、5つの具体的・戦略的解決策を提言

戦略的解決策１＆２：立証責任の転換と金融セーフティネット

解決策 1: 「みなし事前ライセンス評価制度」の創設

仕組み: 保全指定時、INPIT等の中立機関がマクロデータから「みなしロイヤルティ率」を自動算定し、暫定補償額のベースラインを提示。

- 効果: 出願人側の悪魔の証明（厳格な立証責任）を免除し、オプトイン方式で確実な最低補償を担保。

解決策 2: 企業価値担保法制度との連動・防衛特化型ファンド創設

仕組み: 政府の保全指定を「国家による技術価値の最高ランク保証」と逆転の解釈。

- 効果: 日本政策金融公庫やJICからの特別枠無担保融資、防衛特化型官民ファンドへのファストトラックを提供し、「死の谷」のキャッシュフローを救済。

戦略的解決策 3 & 4：会計の安定化と実務プロセスの透明化

解決策 3: ASBJによる「特例会計ガイドライン」の早期策定

仕組み: 保全期間中、推進法第80条の補償請求権を根拠として、減価償却の一時停止および「減損テストの特例的な猶予」を明文化。

- 効果: スタートアップの理不尽なバランスシート毀損と債務超過リスクを制度的に防ぐ。

解決策 4: JPO・内閣府 事前クリアランスシステムのデジタル化

仕組み: 国内出願前でも、簡易な技術概要で「特定技術分野該当性」を特許庁・内閣府へオンライン申請できる米国SECノーアクションレター形式のプラットフォーム構築。

- 効果: 知財実務家の刑事罰リスクを排除し、安全かつ迅速なグローバル出願戦略の立案を可能にする。

戦略的解決策 5 と結論：持続可能な技術覇権への唯一の道

解決策 5: 多分野専門家による審査委員会の設置

安全保障官僚だけでなく、VC、技術者、法務専門家を内閣府の審査プロセスに関与させる。オーバークラス分類（不当な保全指定）を防ぎ、エコシステムへの負のインパクトを総合評価する仕組み。

技術を保護することが、技術を生み出す企業を殺すことになってはならない。

4次元（法務、財務、会計、プロセス）にわたる横断的な制度改修を断行することこそが、激動する地政学的環境下において、日本が自律的かつ持続的なイノベーションを牽引し続けるための「唯一の活路」である。